

税

家屋を取り壊したら
届け出を

家屋にかかる税金は、固定資産税と都市計画税があり、毎年1月1日現在で家屋課税台帳へ登録されている所有者に課税されます。

このため、家屋を取り壊しても届け出がない場合には、引き続き固定資産税が課税される場合がありますので、必ず年内に届け出をしてください。

なお、法務局で滅失登記を12月までに行う場合は、届け出の必要はありません。詳しくはお問い合わせください。

税務課 ☎ 23局 3510
FAX 23局 0180

パート収入と税

パートで働く方に対する税

収入がパート収入のみの方は、年収が103万円以下であれば所得税はかかりません。また、100万円以下であれば住民税の所得割もか

かりません。ただし、パート収入が93万円を超える方には住民税の均等割4千円（平成18年度）が課税されます。

配偶者控除・配偶者特別控除

夫に所得があり、妻がパートで働く場合、妻のパート収入が103万円以下であれば、配偶者控除（所得税38万円、住民税33万円）が受けられます。妻のパート収入が103万円を超え配偶者控除が受けられない場合でも、パート収入が141万円未満であれば段階的に配偶者特別控除を受けることができます。ただし、配偶者控除と配偶者特別控除を併用して受けることはできません。また、夫の合計所得が1000万円（給与収入で1230万円）を超える年には、配偶者特別控除を受けることができません。

税務課 ☎ 23局 3509
FAX 23局 0180

年末調整説明会

平成17年分の源泉所得税の年末調整説明会を開催します。

日時 11月22日（火）午後1時30分～3時30分

場所 田原文化会館多目的ホール
対象 法人・個人の青色申告をされる方および白色申告をされる方
詳しくは直接お問い合わせください

豊橋税務署

☎ (0532) 52局 6201
FAX (0532) 54局 5990

青色申告決算説明会

平成17年分の青色申告決算説明会を開催します。

日時 11月29日（火）午後1時30分～午後3時30分
会場 田原文化会館多目的ホール
対象 青色

お詫びと訂正

広報たはら10月号の組織と機構の電話番号および住宅用火災警報器の設置、田原市のイベント（田原福祉専門学校学園祭「たっぷく祭」）掲載内容・問い合わせ先に誤りがありました。

関係者の皆さんには大変ご迷惑をおかけしました。お詫びして訂正させていただきます。

組織と機構（電話番号の訂正）

		正	誤
清掃管理課	廃棄物対策係	27-0003	23-3541
農政課	農政係	23-3517	23-3502
	畜水産係	23-3517	23-3502
街づくり推進課	計画係	23-3523	23-3522
	推進係	23-3535	23-3528
公園緑地課	公園係	23-3524	23-3535

住宅用火災警報機の設置（適用年月日）

正	既存住宅（増改築も含む）= 平成20年5月31日までに設置してください
誤	既存住宅（増改築も含む）= 平成20年6月1日から平成20年5月31日までに設置してください

申告をされる方 詳しくは直接お問い合わせください

豊橋税務署

☎ (0532) 52局 6201
FAX (0532) 54局 5990

寄付

DONATION

次の方からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

9月8日、河合かわい五十一いそいちさん、ジョリヨ・ナバロ・サントスさんより田原市発展のため、金1000ドル。